

介護老人福祉施設重要事項説明書

<2017年 4月 1日 現在 >

1. 施設の目的及び運営方針

(1)施設の目的

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(2)運営方針

当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2. 特別養護老人ホーム 平戸荘の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 平戸荘
所在地	長崎県平戸市紐差町450番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (介護保険事業者番号 第4270700182号)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
施設長	資格認定講習 介護支援専門員	1名		1名
医師	医師		1名	1名
計画作成担当者兼介護職員	介護支援専門員	2名		2名
生活相談員	社会福祉主事 介護支援専門員	1名		1名
管理栄養士	管理栄養士	2名		2名
機能訓練指導員	看護師	1名		1名
機能訓練指導補佐	介護福祉士		1名	1名
事務職員		2名		2名
介護・看護	看護師	3名		3名
	介護福祉士	16名		16名
	その他	8名	1名	9名
その他の職員			3名	3名
営繕職員			1名	1名
調理員	調理師	2名		2名
	その他	2名	2名	4名

(3) 同施設の設備の概要

定員	50名(特養)	10名(短期)	医務室	1室	
居室	4人部屋	7室 (1室31.11㎡)	食堂	1室	
		5室 (1室33.825㎡)	機能訓練室	1室	
	2人部屋		1室 (1室19.25㎡)	面接室	1室
			1室 (1室15.75㎡)		
個室	2室 (1室11.4125㎡)	6室 (1室13.073㎡)			
静養室	1室	浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		

(4) 主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1.医師	水曜日(14:00~16:00)
2.介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 6:50 ~ 15:50 日勤: 8:00 ~ 17:30 遅番1: 9:30 ~ 19:00 遅番2: 11:00 ~ 20:00 遅番3: 12:10 ~ 21:10 夜勤1: 20:00 ~ 7:00 夜勤2: 21:00 ~ 7:00
3.看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤: 8:00 ~ 17:30 遅番: 9:30 ~ 19:00
4.管理栄養士	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤: 8:00 ~ 17:30

3. サービス内容

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。(食事時間) 朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は、週1回実施します。

機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員（看護師）による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてはできるだけ配慮します。 (当施設の嘱託医師) 氏名： 押淵 徹 所属病院：平戸市民病院 診察日：毎週水曜日 14:00～
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 ・利用者の施設介護サービスが作成されるまでの間についても、当然利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主なレクリエーション行事 月1回の誕生会、初詣、花見ドライブ(春、秋)、海水浴、運動会等

(2) 介護保険給付外サービス

入所者の選定により提供サービス

- ① 食材費
- ② 特別な食事（寿司等の出前、お酒等）
- ③ 貴重品の管理及び行政手続代行

利用者及びご家族による貴重品の管理及び行政手続きが困難な場合は、貴重品の管理及び行政手続代行サービスを受けることができます。

- ④ 送迎サービス(入院、通院、個別の外出・外泊)
- ⑤ 行事、クラブ活動

4. 利用料金(介護保険対象)

単位で表示します。1単位は10円です。各人負担割合に沿って請求させていただきます。

介護度、部屋の種類により異なる単位となっておりますが 該当する項目の単位を足した合計がその日の利用料金となります。

① 施設利用料

従来型個室

要介護度1	547単位
要介護度2	614単位
要介護度3	682単位
要介護度4	749単位
要介護度5	814単位

多床室

547単位
614単位
682単位
749単位
814単位

* 《初期加算》 30単位/日

(注) ただし、入所後の30日間 又は1か月以上入院し 退院した30日間に限ります。

- ② 日常生活継続支援加算 36単位/日
- ③ 看護体制加算(Ⅰ) 6単位/日
- ④ 看護体制加算(Ⅱ) 13単位/日
- ⑤ 夜勤職員配置加算 22単位/日
- ⑥ 個別機能訓練加算 12単位/日
- ⑦ 栄養マネジメント加算 14単位/日
- ⑧ 看取り介護体制
 - <死亡日以前4日以上30日以下> 144単位/日
 - <死亡日の前日及び、前々日> 680単位/日
 - <死亡日> 1280単位/日

医師が終末期にあると判断した利用者について、医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合死亡前30日を限度として、死亡月に加算いたします。

- ⑨ 介護職員処遇改善加算
 所定単位数にサービス別加算率(8.3%)を乗じた単位数で算定

5. 利用料金(自己負担)

- ① 居住費 1日あたり
従来型個室

当法人の定める居住費			
1段階	2段階	3段階	4段階
¥1,150	¥1,150	¥1,150	¥1,260
厚生労働省の定める負担限度額			
1段階	2段階	3段階	4段階
¥320	¥420	¥820	¥1,260

- ② 食費
1日あたり

当法人の定める食費			
1段階	2段階	3段階	4段階
¥1,380	¥1,380	¥1,380	¥1,380
厚生労働省の定める負担限度額			
1段階	2段階	3段階	4段階
¥300	¥390	¥650	¥1,380

多床室

当法人の定める居住費			
1段階	2段階	3段階	4段階
¥370	¥370	¥370	¥840
厚生労働省の定める負担限度額			
1段階	2段階	3段階	4段階
¥0	¥370	¥370	¥840

居住費及び食費は介護保険負担限度額認定証に記載された区分ごとに負担限度額が決められています。

対象者		区分
生活保護受給者		第1段階
世帯全員	老齢福祉年金受給者	
市町非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階
税	利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方)	第3段階
上記以外の方		第4段階

(2) その他の料金(介護保険給付外サービス)

- ① 特別食(寿司等の出前、お酒等) 要した費用の実費
- ② 貴重品(現金、通帳、各種証書、印鑑等)の管理及び行政手続代行費 1日あたり ¥30
- ③ 送迎費
※ 市外については、1回あたり片道2時間以上の送迎の場合実費となります。
- ④ 行事、クラブ活動費 要した費用の実費
- ⑤ 入院時、外泊時加算と併せて居住費をご負担頂きます。

	多床室(1日あたり)		従来型個室(1日あたり)	
1～3段階	第1段階	¥370	1段階	¥320
4段階	第2段階	¥370	2段階	¥420
	第3段階	¥370	3段階	¥820
	第4段階	¥840	4段階	¥1,260

* 入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。(ひと月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位算定します。但し、入院又は外泊の初日及び最終日は算定いたしません。)

(3) 基本料金の減免措置

平成12年3月31日以前より入所の方については、特例措置(減額)があります。

(4) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、窓口支払い、口座自動引き落としの中からご契約の際に選べます。

6. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き

退所届を作成し、金品などの返却を身元引受人に行います。

① お客様のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要介護度2又は1または要支援と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

③ その他

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ご利用者が病院または診療所に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後1ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合契約を終了させていただく場合がございます。尚、再度施設での生活が可能となった場合は特別な事情がある場合を除き、入所の順位を優先させていただきます。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

7. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- ・面会
来訪者は、面会時間(8:00～21:00)を尊重し、必ずその都度「面会票」に記入してください。宿泊を希望される場合は、職員へご相談下さい。
- ・外出、外泊
外出、外泊の際は、事前に担当者にご連絡下さい。
- ・飲酒、喫煙
喫煙は決められた場所以外では、お断りします
飲酒は、食堂をご利用下さい。
- ・設備、器具の利用
施設内の備品や器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。
これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただく場合がございます。
- ・金銭、貴重品の管理
利用者がお持ちの金銭・貴重品は、個人で管理をしていただきます。
利用者本人での管理が困難な場合は、生活相談員にご相談ください。
- ・迷惑行為等
騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- ・宗教活動・政治活動
施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
- ・ペット
施設内でのペットの飼育はお断りします。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化や事故等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は日本興亜損保と損害賠償保険契約を結んでおります。

10. 協力医療機関

平戸荘では、次の医療機関と歯科医療機関に協力をいただいております。

- ① 協力病院 国民健康保険平戸市民病院 平戸市草積町1158番地1
- ② 協力歯科医院 山崎歯科医院 平戸市辻町184番地27

11. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別途定める「平戸荘消防計画」にのっとり対応します。
- ・防災設備 自動火災報知設備、非常警報設備、火災通報装置、誘導灯、ガス漏れ報知器、非常電源設備、消火器、室内消火栓設備
- ・防災訓練 「平戸荘消防計画」に基づき年2回以上実施します。
- ・防火責任者 田島博信

12. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 利用者からの相談または苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

- ① 事業所に担当者を窓口として待機させ、来所や電話による相談や苦情の対応にあたります。
- ② 担当者は基本的に生活相談員とし、不在の場合はその他従事者、または併設施設の事務担当者が対応し、その後生活相談員に連絡します。

当施設ご利用者相談・苦情担当

解決責任者 施設長 岩本正広
受付担当者 生活相談員 針尾澄代 TEL0950-28-1155

第三者委員

連絡先

山村 輝雄 平戸市岩の上町578-2 TEL0950-22-3411
大石 弘枝 平戸市大川原町1035-1 TEL0950-28-0212
岩崎 ヨ子 平戸市紐差町608-ロ TEL0950-28-0352

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情等が確認された場合は、早急に生活相談員が対応し、管理者に報告を行います。
対応する生活相談員は、管理者の判断により、その者の対応では不適切と考えられる場合は、管理者又は他の従事者が対応する体制をとります。
- ② 対応については、利用者等の状況により、電話・訪問・来所等の方法で苦情の内容を把握し、分析を行います。
- ③ 苦情の原因を明らかにした後は、適宜その要望や苦情に応じて解決方法を検討し、再度の苦情発生の予防に配慮し、利用者及び家族に説明を行います。

(3)その他相談窓口

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 平戸市

担当 福祉保険課 介護保険班 TEL 0950-22-4111

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日、12月29日から1月3日を除く)

TEL 095-826-1599(苦情相談直通) FAX 095-826-1779

13. 法人の概要

代表者役職・氏名

社会福祉法人 白寿会

理事長 久間英俊

本部所在地・電話番号

長崎県南島原市加津佐町丙1855番地2

電話:0957-87-4887

施設・拠点等

特別養護老人ホーム 3カ所

地域密着型特別養護老人ホーム 1カ所

短期入所生活介護 4カ所

通所介護 2カ所

訪問介護 3カ所

在宅介護支援センター 2カ所

配食サービス 2カ所

認知症対応型共同生活介護 3カ所

認知症対応型通所介護 2カ所

共用型認知症対応型通所介護 1カ所

サービス付高齢者住宅 1カ所

14. その他

この重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

平成 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	社会福祉法人 白寿会		
<事業者名>	特別養護老人ホーム 平戸荘	説明者	
<住所>	長崎県平戸市紐差町450番地	所属	
<代表者名>	施設長 岩本正広 印	氏名	印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けたことについてその内容に同意します。

利用者	住所	(代理人)	住所	
	氏名	印	氏名	印